

(2019年度)  
令和元年度に新規就農(独立自営)すると…

# ハウス入手や農地借入に助成があります!

※事業名:新規就農スタートアップ支援力強化事業(熊本県単独事業)

目的:新規就農者育成の核である「県認定研修機関」を通じて、ハウス入手など新規就農者の初期投資負担を軽減し、就農を促進・円滑化します。

※県認定研修機関……

新規就農希望者が営農技術(生産技術、経営ノウハウ等)を学ぶための長期研修を実施。各地域主要JAやNPO、市町村協議会等18機関を県が認定中。

**〈支援対象の新規就農者〉** 下記全てを満たす方が対象となります。

- ・令和元年度(2019年度)に県内に新規就農すること(独立自営者に限る)
- ・認定新規就農者であること(助成決定までに市町村の認定を受けること)

## 〈事業メニュー〉

### 事業① ハウスの貸出しにより、ハウス入手負担を軽減します。

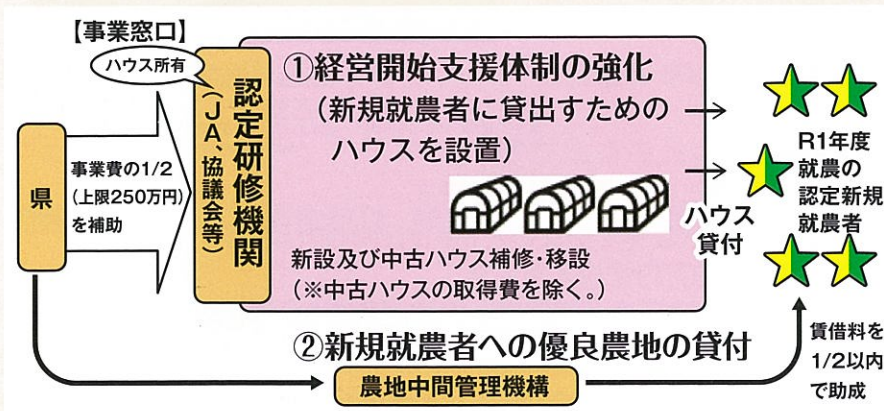
認定研修機関が新規就農者と協議のうえハウスを設置し、新規就農者がハウスを借受ける仕組みにより、経営開始時のハウス入手負担を軽減します。

- 補助対象は、認定研修機関が行う中古ハウスの修繕(取得費は対象外)、ハウス新設等。
- 事業費の1/2を認定研修機関に助成。(貸出先の新規就農者1人あたり上限250万円)
- 新規就農者は認定研修機関と貸借契約を結び、賃借料を支払いいただきます。

### 事業② 農地中間管理機構を通じた借受農地の賃借料を助成します。

機構を利用して5年以上の貸借契約を行う農地の賃借料を1/2以内で助成します。

〈※事業実施イメージ〉



※新規就農者に貸出するためのハウスは、認定研修機関により上記以外の事業取組要件が設定される場合があります。

(事業主管課:熊本県農地・担い手支援課 就農支援班 096-333-2432)